

平成30年度第1回山形県環境審議会環境保全部会議事録

1 日 時

平成30年5月21日(月) 午後3時20分～午後4時5分

2 場 所

山形県庁12階 1201会議室

3 出席者等 (敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員 (11名)

野堀 嘉裕 (山形大学名誉教授)
有川富二子 (公募委員)
大友 幸子 (山形大学地域教育文化学部教授)
佐藤景一郎 (山形県森林組合連合会代表理事会長)
内藤いづみ (古澤・内藤法律事務所主任研究員)
横山 孝男 (山形大学名誉教授)
仙臺 昭 (農林水産省東北農政局農村振興部長代理)
畠山 幸樹 (林野庁東北森林管理局長代理)
宮川 浩幸 (国土交通省東北地方整備局長代理)
佐藤 秀彦 (海上保安庁酒田海上保安部長代理)
伊藤 進 (環境省東北地方環境事務所長代理)

(2) 事務局

環境エネルギー部水大気環境課	課長	佐藤 貢一
〃	課長補佐 (大気環境担当)	村岡 悟
〃	大気環境主査	神田 善弘
〃	主査	早坂 翔

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 挨拶

水大気環境課長挨拶

(3) 議事録署名委員の指名

議事録署名委員：大友委員、横山委員

(4) 協議

ア 諮問第1号

「山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定区域等の変更について」
事務局説明の後、協議を行った。

質疑応答の概要

横山委員	<p>私の関わった案件において、地下水汚染関係の調査で井戸を掘る必要があり、市街地での日中の工事であったことから、発生する騒音について心配したところ、市町村から、騒音に関する規制について今回と同様の説明を受けました。</p> <p>このような工事は特定建設作業に該当するのでしょうか。</p>
事務局	<p>該当します。</p>
横山委員	<p>そうすると、夜間の工事は禁止されているようですが、日中であれば大丈夫だということでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問のあった工事は、さく井機又は試すい機を使用した作業を行うということで、先ほどご説明したとおり、規則等で定められた都市計画の用途区域の中で行う場合は、事前の届出が必要であり、また、区域の区分等に応じた規制基準の遵守等が必要になります。</p> <p>区域外で行う場合や特定建設作業に該当しない場合については、規制はかからないこととなります。</p>
横山委員	<p>区域内であっても、日中で規制基準を守れば大丈夫ということですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
横山委員	<p>騒音の大きさは瞬間的な騒音の大きさと判断するのですか。それとも平均的な騒音の大きさと判断するのですか。</p>
事務局	<p>発生する騒音に変動がある場合は代表的な値（※）で、一定の大きさの騒音が繰り返す定常音である場合はその値で判断します。（※事務局補足：90%レンジの上端値）</p> <p>作業の内容で変わりますので、詳細は規制を担当する各市町の環境部局に確認していただいたほうがよいと思います。</p>
横山委員	<p>わかりました。工事の際にそのような説明を受けましたが、改めて確認させていただいたものです。</p>
野堀部会長	<p>基準値の85デシベルとなると相当大きな音になりますよね。</p>
事務局	<p>はい。特定建設作業は、通常実施期間が短い等の理由から、特定工場等と比べると緩い基準が設定されています。</p>
佐藤委員	<p>抜打ちの立入検査等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>県が実施する大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の工場・事業場の立入検査については、可能な限り抜打ちで実施しています。</p> <p>騒音・振動については、市町村の業務になりますが、健康影響上の緊急性は低いことから、苦情を発端に実施することが多いと思われれます。</p>

横山委員	私の関わった案件でも同様の説明がありました。必要な工事を円滑に進めるため、このような規制があると理解すればよろしいのですね。
事務局	そのとおりです。
野堀部会長	住民の方々が問題だと思えば、市町村に対応を求めることもできるということですね。
事務局	はい。
野堀部会長	改正内容には直接関係ありませんが、資料別添1には記載がなく、資料別添2に記載されている特別工業地区とは何か説明しておいた方がよろしいのではないのでしょうか。
事務局	山形県内では米沢市等が、機織等の地場産業を育成するため、用途地域の規制を緩和する特別工業地区を定めています。住居と工場・事業場を兼ねているような方々がいること等の理由から、準住居地域内の特別工業地区での事業等については、騒音や振動に関する規制も緩和しております。
野堀部会長	資料別添1にその説明書きがあった方がいいのではないのでしょうか。
事務局	資料別添1については、都市計画法の用途地域に係る条項から抜粋したものであり、環境省の区域区分の考え方に関する通知についてもこの用途地域での区分が示されています。一方、資料別添2については、本県の地場産業を保護するという観点から、個別に規制を緩和しているものであり、資料別添1とは記載内容の一部ずれがあるものです。
野堀部会長	それでは、資料別添2の下に注釈を入れていただくとわかりやすいと思います。
事務局	そのとおり対応いたします。
大友委員	これから新たな田園住居地域への指定や、これまで第二種低層住居専用地域だった地域の一部の田園住居地域への変更等の申請がでてくるということなののでしょうか。
事務局	田園住居地域については、各市町村が必要性を考慮したうえで、都市計画法の用途指定を行うこととなります。それによって田園住居地域に指定された場合、その地域は第1種区域等として騒音、振動の規制を受けることとなります。 なお、先ほどご説明しましたとおり、田園住居地域は、都市部市街地での指定を想定したものであり、現在のところ、山形県内の地域が田園住居地域に指定される動きはないことを都市計画法を所管する都市計画課に確認しております。
野堀部会長	首都圏近郊の場合等であれば該当する場所が多くありそうな気がします。有川委員、何かございませんか。

有川委員	田園住居地域が新たに追加された背景について教えてください。
事務局	<p>生産緑地法の改正がきっかけとなっております。都市部市街化区域内の農地について、生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定を受けた地域については、固定資産税の軽減等の措置がとられております。この指定については、期間である30年間の営農の継続等が条件とされており、多くの農地が2022年に指定の期限を迎える予定となっております。期限が過ぎると、市町村に買取りを申し出ることができるとなっておりますが、財政的な事情で市町村が買取りできない場合、市場に出まわること、地価の下落や都市部の緑地の減少等が懸念されておりました。</p> <p>そこで、生産緑地法が改正され、生産緑地地区の指定の延長や、生産緑地地区内の農地の用途拡大のため、農産物直売所や農家レストランの設置等が可能となりました。</p> <p>一方で、生産緑地地区は都市計画法の用途地域内にあることから、都市計画法の用途地域の用途制限との整合をとるため、都市計画法等に田園住居地域が追加されたと聞いております。</p>
野堀部会長	内藤委員、何かございませんか。
内藤委員	今回の改正は、関連法の改正に伴うものであり、生活環境の保全に資するものと考えます。
野堀部会長	<p>ありがとうございます。他に御質問、御意見等ございませんか。</p> <p>それでは、他にご質問等ないようですので、答申についてお諮りいたします。</p> <p>諮問第1号については、原案のとおり変更することを適当と認め、この旨を答申することとして、異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし。)
野堀部会長	ありがとうございます。異議なしと認め、そのように答申させていただきます。

—議事終了—

(5) その他

事務局から、今年度の環境保全部会は2回開催予定であり、2回目は2月に開催する予定であることを伝達。

(6) 閉会

議事録署名人 部会長 野 堀 嘉 裕

委 員 大 友 幸 子

委 員 横 山 孝 男